



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (10・23揭示)	1
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	1
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (税 務 課)	2

告 示

高知県告示第867号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年11月6日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
環境保全型農業資材及び土壌消毒剤・技術の導入状況調査
- 調査の目的
県内における環境保全型農業の実践に必要な農業資材、土壌消毒剤等の使用実態を把握し、環境保全型農業の推進に資するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
戸
 - 属性
農業者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告を求める事項
 - 天敵昆虫類の導入状況
 - 温存ハウス等の利用状況
 - 微生物製剤等の導入状況
 - 交配昆虫の導入状況
 - 物理的・耕種的防除資材等の導入状況
 - 土壌消毒剤・技術の導入状況
 - 果樹におけるIPM技術の導入状況
- その基準となる期日
毎年5月31日

5 報告を求める者

- 数
約12,500戸
- 選定方法
県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が報告者に対して直接報告を求める。
- 調査方法
職員による聞き取り調査

7 報告を求める期間

- 調査の周期
1年
- 調査の実施期間
毎年7月上旬から9月下旬まで(令和2年度にあつては、令和2年11月中旬から同年12月中旬まで)

高知県告示第868号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年11月6日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。
昭和43年7月農林省告示第1097号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第869号

高知市長浜の一部地区、安芸市本町五丁目、千歳町及び染井町地区、安芸郡奈半利町立花、奥宮、野口山及び若杉地区並びに高岡郡中土佐町久礼の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月6日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

- 高知市
- 安芸市
- 奈半利町
- 中土佐町

2 調査を行った地域及び時期

- 高知市長浜の一部
平成27年度及び平成28年度
- 安芸市本町五丁目、千歳町及び染井町
平成26年度及び平成27年度
- 安芸郡奈半利町立花、奥宮、野口山及び若杉
平成27年度から平成29年度まで
- 高岡郡中土佐町久礼の一部
平成27年度及び平成28年度

3 成果の名称

- 高知市地籍図及び地籍簿
- 安芸市地籍図及び地籍簿
- 奈半利町地籍図及び地籍簿
- 中土佐町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和2年11月6日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,089人である。
令和2年10月23日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づ

く高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、167,404人である。

令和2年10月23日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年10月23日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	92,077人
室戸市・東洋町選挙区	4,612人
安芸市・芸西村選挙区	6,028人
南国市選挙区	13,175人
土佐市選挙区	7,621人
須崎市選挙区	6,065人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,683人
土佐清水市選挙区	3,954人
四万十市選挙区	9,565人
香南市選挙区	9,297人
香美市選挙区	7,472人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,095人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,320人
吾川郡選挙区	8,126人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	9,468人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,710人
黒潮町選挙区	3,210人

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年11月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- 高知県税務システム整備等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年9月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
1,200,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため